

香川県営業時間短縮協力金（第3次）申請方法フローチャート

(令和3年6月9日現在)

中小企業かどうか
(個人事業主の場合は「はい」)

業種	①又は②のいずれかを満たせば中小企業	
	①資本金	②常時使用する従業員
サービス業 ※カラオケなど	5000万円以下	100人以下
小売業 ※飲食業		50人以下

はい

前年又は前々年の5月
(又は5月12日～5月31日)(店休日除く)の
1店舗における1日当たりの
飲食業売上高が以下のどれに当たるか

①: 8万3,333円以下
②: 8万3,333円超～25万円以下
③: 25万円超



協力金の額 (※)	提出資料
<p>売上高方式</p> <p>2.5万円/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 誓約書 外観・内観の写真 営業許可証の写し 確定申告書の写しなど
<p>売上高に応じて 2.5～7.5万円/日 【1日の売上高の3割】 (1千円未満は切り上げ)</p> <p>7.5万円/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 誓約書 外観・内観の写真 営業許可証の写し 確定申告書の写し 前年又は前々年の5月の売上に係る売上帳等の写し
<p>売上高減少額方式</p> <p>売上高及び 売上高減少額に応じて 7.6～20万円/日</p> <p>売上高及び 売上高減少額に応じて 最大20万円/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 誓約書 外観・内観の写真 営業許可証の写し 確定申告書の写し 前年又は前々年の5月の売上に係る売上帳等の写し 本年の5月の売上に係る売上帳等の写し

いいえ

前年又は前々年の5月
(又は5月12日～5月31日)(店休日除く)
の売上高と比較し、本年の5月
(又は5月12日～5月31日)(店休日除く)
の1店舗における1日当たりの
飲食業売上高減少額が18万7,500円以下か

大企業

例外の取扱い

- 月単位又は店舗単位の飲食業売上高を把握することが困難な場合
 - ・店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数(休業日を除く)で除すことにより、1日当たりの飲食業売上高を計算
 - ・事業者全体の飲食業売上高を店舗数で除すことにより店舗単位の飲食業売上高を計算
- 新規開店等の特例
 - (1) 新規開店特例
時短要請月(5月)を基準に、開店1年未満の店舗で、参照する前年又は前々年の飲食業売上高が存在しない場合、開店の日から時短要請期間の開始日の前日(5月11日)までの期間の飲食業売上高の合計を、同期間の日数で除して、1日当たり売上高を計算し、1日当たりの協力金の金額を計算
 - (2) 合併・法人成り・事業承継特例
合併・法人成り・事業承継等により、時短要請月の店舗の事業者と参照する前年又は前々年の当該店舗の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合には、前年又は前々年の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の金額を計算
 - (3) 罹災特例
前年又は前々年において、震災、風水害、火災等の災害の影響があった場合には、前々々年の時短要請月(期間)の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の金額を計算

(※) 協力金の金額は、対象となる店舗ごとに計算した額を合算した額に、その額の一割を加算した額となります。(第3次協力金のみ)